

公海上の船舶衝突の損害賠償請求権に係る保険給付債権への先取特権の準拠法

【文 献 種 別】 決定／東京高等裁判所

【裁判年月日】 平成 29 年 6 月 30 日

【事 件 番 号】 平成 29 年（ラ）第 310 号

【事 件 名】 債権差押命令に対する執行抗告事件

【裁 判 結 果】 取消

【参 照 法 令】 法適用通則法 13 条・17 条、保険法 22 条 1 項、外国倒産処理手続の承認援助に関する法律 22 条・28 条

【掲 載 誌】 判タ 1446 号 93 頁、金法 2087 号 74 頁

LEX/DB 文献番号 25560077

事実の概要

長崎県対馬付近の海域で、平成 26 年 12 月 21 日、韓国会社 Y 所有の韓国籍貨物船が、日本の会社 X（申立人、被被告人）所有の日本籍漁船に衝突し、同漁船に損傷を与えた。X は、佐賀県内に本店を置く漁業会社であり、Y は、韓国に本店を置く海運会社で東京都内および大阪市内に支店を有している。

平成 28 年 8 月に Y は経営破綻し、韓国で法定管理（日本の会社更生法に相当）を申請した。平成 28 年 9 月 1 日、韓国ソウル中央地方法院は Y について再生手続（日本の会社更生手続に相当）を開始した。平成 28 年 9 月 5 日、東京地方裁判所は、「外国倒産処理手続の承認援助に関する法律（以下「倒産援助法」）」22 条 1 項に基づき、本件再生手続を承認する決定を下し、倒産援助法 28 条 1 項に基づき全債権者について債務者の財産に対する強制執行や仮差押え等を禁止する援助の処分（「本件援助処分」）を行った。

一方、X は、Y が外国の保険会社 Z₁～Z₃（被執行人、抗告人）との間で有する損害保険契約に基づく保険給付債権に対し、日本の保険法 22 条 1 項に基づき、本件損害賠償請求権を被担保債権とする先取特権を主張して、差押命令を求める申立てを行った。平成 28 年 9 月 21 日、東京地方裁判所は X の申立てを認めて債権差押命令を下した（原決定）。これに対して Z らが執行抗告を申し立てたのが本件である。Z らは、韓国ソウルに本店を置く 2 社と、英国ロンドンに本店を置く 1 社である。Y が Z らの間で締結した損害保険契約の準拠法はすべて英国法である。

なお、X は、平成 28 年 10 月 14 日、韓国での本件再生手続において本件事故の損害賠償請求権につき更生担保権の届出をした。その後、ソウル中央地方法院は、Y について再生の見込みが立たないことから平成 29 年 2 月 2 日に本件再生手続を停止し、同年 2 月 17 日、Y の破産を宣告した。

決定の要旨

原決定取消自判。確定。

1 本件事故の衝突位置について

日本の領海内とする原審の認定を覆し、日本の領海外（公海）であると認定した。

2 準拠法について

(1) 「本件先取特権は債権先取特権」であり、通則法は「その準拠法について明文の規定を設けていない」ため、「条理に従って解釈により合理的に決定すべき」である。「一般に、法定担保物権の成立の準拠法については、学説上、目的物の所在地法に加えて被担保債権の準拠法を累積適用するというのが通説」であり、「その理由として、法定担保物権は物権の問題であるとともに、法定担保物権は一定の債権を担保するために法が特に認めた権利であるから、被担保債権の準拠法がそのような権利を認めていないときにまでその成立を認める必要がない」とされるため、「法定担保物権は、目的物の所在地法と被担保債権の準拠法との双方が共にこれを認める場合にのみ成立し得る」。

(2) 「債権先取特権は物権であるけれども、先取特権の客体は債権という財産権であって目的物

は存在しないから、通則法 13 条 1 項にいう目的物の所在地法を觀念することはできない。しかし、……目的物の所在地法によるものと定めているのは、物権のように物の排他的な支配を目的とする権利においては、その権利関係が目的物の利害と密接な関係を有することによる……。そうすると、債権先取特権は、その客体である債権を支配し、その運命に直接影響を与えるものであることに鑑み、目的物の所在地法に相当する準拠法としては、客体である債権自体の準拠法によると解するのが相当である。」

(3) 「本件先取特権の客体である債権は、債務者の抗告人らに対する保険金支払請求権であるところ、これらの債権の準拠法は、いずれも英国法である」。

(4) 「次に、本件先取特権の被担保債権は、本件事故を理由とする不法行為に基づく損害賠償請求権である。本件事故は日本の領海外の公海上で起きた」ため、「通則法 17 条本文にいう『加害行為の結果が発生した地の法』が存在せず、同条は適用されない。この場合、本件事故は日本籍船と韓国籍船の衝突事件であるから、その準拠法は、衝突船舶の旗国法を累積適用すべき」であり、「本件先取特権の被担保債権の準拠法は、衝突船舶の旗国法である日本法と韓国法が累積適用される。」

(5) 「以上によれば、本件先取特権に関する準拠法としては、英国法と日本法と韓国法が累積適用されることになり、これら三国の準拠法がいずれも債権先取特権を認めている場合にのみ先取特権が成立する」。「日本の保険法 22 条 1 項は、不法行為について損害保険契約に基づく保険金支払請求権に先取特権が成立する旨を規定するけれども、英国法及び韓国法には我が国の保険法 22 条に相当する制度は存しない。したがって、本件先取特権は成立しない」。

判例の解説

本件は、保険事故の損害賠償請求権に係る債権先取特権（保険法 22 条 1 項）に基づき、外国の保険者へ保険給付債権の差押命令が発令され、執行抗告がなされた事件である（原決定は未公表。本件抗告理由に対する原審意見書は、松井孝之・海事法 239 号 25 頁以下に掲載）。本件高裁は、まず、①衝突地点を日本領海内とした原審の認定を覆し

て領海外（公海）であると認定し、②本件差押命令申立ての法性決定について、債務者が外国法人であることから涉外事件として、本件を債権先取特権の問題としたうえで、③準拠法の決定において、(a) 公海上の異籍船衝突事故に基づく損害賠償請求権の準拠法について、衝突船舶の旗国法を累積適用し、さらに (b) 本件債権担保権の成立の準拠法について、被担保債権（損害賠償請求権）の準拠法と目的物たる債権（保険給付債権）の準拠法とを累積適用して、(a)(b) のすべての法において先取特権が認められなければ法定担保権の成立はないとした。これら②および③の判断には、検討を要する点がみられる。

一 国際裁判管轄

平成 23 年改正後の民事訴訟法には、損害を受けた船が最初に到達した地が日本にある場合には日本の裁判所が国際裁判管轄をもつ旨の規定がある（民訴法 3 条の 3 第 9 号）。本件高裁は国際裁判管轄には触れていないが、本件差押命令申立ては損害船舶の所有者たる日本法人が行ったため、民事訴訟法上の当該規定によったものと推測される。なお、保険法 22 条 1 項の先取特権の執行については、外国の保険会社を相手に執行の送達をなす場合には日本の裁判管轄について疑問視する考えもあるとされるが、外国送達の困難だけでは管轄を否定する理由にはならないという意見が実務家から提示されている（中村哲朗「新保険法が海損実務に与える影響」新保険法勉強会 2009 年 8 頁）。

二 法性決定

これまで、保険事故の一方の当事者の不法行為債権（損害賠償請求権）を、他方当事者の有する保険金支払請求権に対して行使する涉外事案においては、船舶衝突事故の場合は、船舶先取特権の物上代位（①東京地決平 3・8・19、評釈として山内・リマークス 5 号 158 頁、②東京地決平 4・12・15、評釈として森田・ジュリ 1051 号 126 頁）、自動車追突事故の場合は、債権者代位（③東京地判昭 37・7・20、評釈として檜崎・国私百選 2 版 96 頁）との法性決定がなされてきた。①②は、本件と同じく公海上の異籍船衝突事故において損害船舶の所有者が保険給付債権の差押えを求めた事件であるが、本件と異なり日本の保険会社が相手であり、③は被害者によるアメリカの保険会社に対する代位訴

訟（損害賠償請求訴訟との併合）である。これらの事案ではいずれも準拠法として法廷地法が単独で適用され、権利行使の請求が認容されている。

本件高裁決定では本件事件につき債権先取特権の問題との法性決定がなされたが、保険法 22 条 1 項の定める先取特権に立脚しているのは明らかである。このように法性決定において日本の実質法上の特定の権利類型（本件では保険給付債権に対する先取特権）が前提とされ、しかしその権利類型が他の国の法制度上でほとんどみられない（中村・前掲 2 頁注 7）ときは、日本法が単独で準拠法として適用されないかぎり、権利の成立が認められる可能性は限りなく小さくなる。担保物権については、その成立は被担保債権と担保目的物の双方にかかわるとされ、当該債権と客体の双方の準拠法の累積が説かれることが多い。本件高裁も同様の構成をとる。しかし、事故により損害を受けた者の迅速な救済のためには、権利の成立を狭めるような法の累積はできるかぎり避けるべきである。そのためには法性決定および準拠法決定の段階で妥当な構成を考えるべきであろう。たとえば、保険事故の損害賠償請求権の行使の問題として、被担保債権たる不法行為債権の準拠法に特化して、権利行使の可否なども当該法を適用して処理することが考えられる（事故の当事者間の関係に単純化して不法行為準拠法のみによる法性決定をなす提案として、森田・前掲 128 頁）。

もっとも、本件のように、外国の債務者について、その本国で倒産・再生手続が開始され、日本でも手続援助の処分が下されているときは、保険事故の被害者は、他の債権者と同様に、個別の債権の執行を停止され、保険給付債権に対しても代位行使することができない。したがって本件では、倒産再生手続から切り離して優先的弁済を受けられる担保権として、先取特権が申し立てられたのであり、その点からすれば、法定担保物権との法性決定は免れられなかったものと思われる。

三 準拠法

1 公海上の船舶衝突の損害賠償請求権の準拠法

公海上の船舶衝突については、事故の発生地がいずれかの国家の領海ではないため、不法行為地主義が機能しない場合としてとらえるべきとの主張がかねてからなされてきた（東京地判昭 49・6・17、高桑昭「海事法律関係と法例の適用」法学論

叢 134 巻 5 = 6 号 93 頁、谷川久「旗国法の基礎の変化と海事国際私法（二完）」成蹊 43 号 34 頁）。法廷地法を支持する考え方も強く（高桑・前掲同所）、万国海法会の 1977 年の船舶衝突条約案では、公海上の船舶衝突につき法廷地法による原則が採用されている（山内惟介・海事国際私法の研究 172 頁、谷川・前掲同所）。最近では、最密接関連地法によるべきとの判例も出てきている（東京高判平 16・5・27、評釈として増田史子・国私百選 2 版 86 頁、東京高判平 25・2・28、評釈として種村佑介・ジュリ 1464 号 137 頁）。本件高裁は、異国船籍の船舶の衝突の場合には双方の旗国法を累積適用するとしている。しかし、外国では、旗国法による立場であっても、衝突船舶の双方の旗国法を累積することは支持されていない（旧西ドイツの議論について山内・前掲 175～179 頁）。旗国法による立場でも、船舶を国に見立てて、加害船の責任については同船の旗国法、被害船の過失については同船の旗国法という理解である（Kegel/Schurig, IPR, 9.A., 2004, S.740; Herber, Seehandelsrecht, 2. Aufl, S.423）。累積は、不法行為の成否や損害賠償額の算定を困難にする（高桑・前掲 93 頁）ため、国際私法上の処理として適切ではないと考える。むしろ、最近の裁判例のように、最密接関連地を探索するべきであろう。最密接関連地の判断においては、衝突船舶の旗国も一つの考慮要素とされ（種村・前掲 139 頁）、当事者の共通従属法などが探索されるが、船舶衝突や海上事故の場合の裁判管轄につき損害船が最初に到達した地として管轄原因が認められていることから、損害船の所有者ないし実質船主の営業所所在地が尊重されるべきであろう。本件では、日本法が衝突事故の損害賠償請求権の準拠法とされるべきであろう。

2 債権先取特権の準拠法

本件高裁決定は、債権先取特権すなわち債権に対する法定担保物権の成立については、被担保債権と目的物の双方の準拠法によって認められることが必要であるとした。先取特権の目的物は保険給付債権であり、その準拠法は所在地の法ではなく、債権自体の準拠法すなわち保険契約の準拠法であるとした。

法定担保物権の成立の準拠法について説かれることの多い累積適用説には、より正確には、二種類あると考えられる。すなわち、一方では、法定

担保権を債権の効力と物権との二重の法性決定によらしめ、債権準拋法と物権準拋法とを同列にとらえる厳格な累積適用説（代表的には、山田録一・国私3版296頁）である。これによれば、物権準拋法と被担保債権の準拋法の双方において、当該債権に他の債権者に優先して弁済を受けられる優先物権が認められていなければ、担保権は成立しないとされる。担保物権の成立に対して二重のしほりをかけるため、成立の可能性は小さくなる。本件高裁はこの立場を採用している。

これに対して、被担保債権の準拋法と物権準拋法との関係を、総括準拋法と個別準拋法の関係（「個別準拋法は総括準拋法を破る」）になぞらえ、先に、被担保債権が優先物権として保護されるかにつき債権準拋法の判断を考慮しながらも、結局は、物権準拋法における物権制度に適応させる裁量的な累積適用説（代表的には、溜池良夫・講義335頁、338頁、櫻田嘉章・国際私法6版209頁、出口耕自・論点講義225頁）がある。この立場によれば、債権準拋法上は優先物権が認められても物権準拋法上はそうではないときには、ただちに担保権の成立が認められないとするのではなく、むしろ、国際私法上の適応によって、債権者を保護するように処理すべきであるとされる（溜池・渉外百選2版59頁）。筆者も、以前、船舶先取特権の成立の準拋法につき、被担保債権の準拋法を基準として、さらに物権準拋法上で適応を行えばよい、との見解を唱えた（檜崎・国私百選2版61頁）。こうした適応は、しかし予測がつきにくく、執行事件の手続要件である権利の存在を証明する書面提出などの判断においても、実務上使いにくいであろう。

最近では、担保物権の成立については、物権の準拋法のみによるとする学説が主張されている（代表的には、道垣内正人「海事国際私法」落合／江頭（編）・海法体系683頁）。この説によれば、法定担保権の成立は「物権に関する準拋法がどのような債権者を保護するか」の問題とされ、債権先取特権の場合は、目的物たる債権の準拋法のみが適用される。簡明であり、債権質や債権者代位（被保全債権が不良債権化している場合）との並行的な国際私法上の扱いを確保できるという長所もある。しかしながら、同説によれば、目的物たる保険給付債権の準拋法すなわち、保険契約の準拋法のみによって、債権先取特権の成否が決される。

すなわち、事故により損害を受けた債権者にとっては、債務者が第三債務者たる保険会社との間で締結している保険契約の準拋法が日本法か外国法かによって、保険給付債権への先取特権が使えるか使えないかが決まることとなる。日本の保険法22条の実行の前提としては、責任保険契約の準拋法が日本法であることになろう（その旨の見解として、中村・前掲9頁）。そうであれば、海上保険契約の場合には英国法に準拠されることが多いため、海上事故に遭った損害者にとって酷な結果となるのではないか。

以上述べたところからすれば、債権先取特権の成立については、むしろ、事故損害者の救済のために、被担保債権たる不法行為債権（損害賠償請求権）の準拋法のみによって判断されるべきであると思われる。債権者代位（事故被害者による代位請求の場合）について被保全債権の準拋法のみによる立場（北澤安紀・注釈国際私法1巻570頁、檜崎・前掲97頁）からは、債権者代位との間で並行的な国際私法上の扱いを確保できるとの長所もある。保険法22条が制定される前は、国内での訴訟では、事故被害者による保険給付債権に対する権利行使は、債権者代位の構成によっていた（田爪浩信「責任保険契約における被害者の先取特権」日法75巻3号634～640頁）。債権先取特権の目的物は物ではないため、対象債権の準拋法上の物権制度を考慮する必要性は特段ないと考える。

四 保険法22条1項

保険法22条1項は、渉外事案にも適用されることを意図された、国際的絶対的強行法規であるとの理解も可能ではあろう。しかし、その場合には、当該規定が準拋法にかかわらず適用されるための条件が確認されなければならない、かえって執行に必要な簡明さを欠くおそれがある。むしろ、保険法22条1項は、保険者から被保険者に支払われる保険金が被害者の被害回復に資するように、その実効性を図るための制度として構築された規定（田爪・前掲632頁）であり、保険事故の被害者の有する損害賠償請求権を保護するための、不法行為準拋法の枠内で適用できる実質法規（国際的絶対的強行法規ではない）として、国際私法上とらえられるべきであろう。